

## マイナンバーカードお渡しまでのながれ

本日は、マイナンバーカードの申請をしていただき、ありがとうございます。  
今後のお手続きは、次のとおりです。

- ① マイナンバーカードの申請書を住民環境課で取りまとめて、カードをつくる『地方公共団体情報システム機構』へ郵送します。

- ② マイナンバーカードは、申請書を送付後1か月程度でできあがり、住民環境課に届きます。お客様には、住民環境課から封書でご案内をお送りします。



- ③ ご案内が届きましたら、持参物や受け取り時の注意事項などをご確認ください。内容をご確認後、受け取りのため来庁できる日時をご予約ください。お電話または予約専用ホームページでご予約が可能です。



- ④ ご来庁いただいたら、住民環境課でご本人確認のうえ、暗証番号の設定や印鑑登録証のデータ移行を行い、マイナンバーカードをお渡しします。



**※受け取り時には、ご本人がご来庁ください。**

申請者本人が病気や身体の障がいの場合や未就学児の場合、その他のやむをえない場合により来庁することが難しい場合に限り、代理人にマイナンバーカードの受け取りを委任できます。

**申請者本人が仕事や学校の都合で来庁することが難しい場合などは、代理人にマイナンバーカードの受け取りを委任することはできません。**

代理人に委任する場合は、代理人の本人確認書類2点と申請者本人の本人確認書類2点（顔写真付きのもの最低1点）、申請者本人が来庁できないことを証明する書類（診断書、障がい者手帳、1か月以内の医療費の領収書、施設入所がわかる書類など）、委任状などが必要です。

詳しくは、お問い合わせください。



(申請から受け取りのご案内)

問合せ先 住民環境課 34-8708